

6 建設候補地及び周囲の概況

6.1 自然的状況に関する情報

6.1.1 地形に関する概況

本事業に係る行政処理区域は、東広島市、竹原市及び大崎上島町の2市1町であり、建設候補地は、行政処理区域のほぼ中心に位置する。また、建設候補地は、しょうきふく小起伏山地及び山頂緩斜面である。

6.1.2 地質に関する概況

昭和62年の土地分類調査結果によると、建設候補地の表層地質は、深成岩の内、細粒相とになっている。また、平成24年に本組合が実施した調査によると、建設候補地の表層地質は、マサ土・角礫及び黒雲母花崗岩が主体である。

6.1.3 気象、大気質等に関する概況

(1) 気象

建設候補地は、瀬戸内海式気候に分類される。

(2) 大気質

建設候補地周辺には、4つの大気測定局（東広島市役所、東広島市立西条小学校、吉行工業団地、高屋出張所）が設置されている。これら4つの大気測定局における平成19年度から平成23年度の大気質の状況及び環境基準の達成状況は、表-6.1.1に示すとおりである。

表-6.1.1 大気質の状況及び環境基準の達成状況

項目	大気質の状況及び環境基準の達成状況
浮遊粒子状物質	東広島市立西条小学校の浮遊粒子状物質は、平成23年度を除いて環境基準を満たしている。また、1時間値の年平均値は、いずれも横ばい傾向を示している。
二酸化硫黄	東広島市立西条小学校の二酸化硫黄は、全ての年度で環境基準を満たしている。また、1時間値の年平均値は、横ばい傾向を示している。
二酸化窒素	東広島市立西条小学校の二酸化窒素は、全ての年度で環境基準を満たしている。また、1時間値の年平均値は、横ばい傾向を示している。
光化学オキシダント	東広島市立西条小学校の光化学オキシダントは、全ての年度で環境基準を満たしていない。また、昼間の1時間値の年平均値は、横ばい傾向を示している。
降下ばいじん	東広島市役所の降下ばいじんは、約1.4~1.9t/km ² /月の範囲で、ほぼ横ばい傾向を示している。
有害大気汚染物質	東広島市立西条小学校の有害大気汚染物質の内、環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類については、全ての年度で環境基準を満たしている。

注) 建設候補地に最も近い大気測定局の状況を示す。

(3) 騒音

東広島市の環境騒音は、市内全域を対象に測定地点を選定して行われている。

平成 23 年度の環境騒音は、全ての地点で環境基準を満たしている。一方、道路交通騒音は、環境基準を満たしていない地点がある。

(4) 振動

建設候補地周辺においては、振動に係る既往調査は実施されていない。

(5) 悪臭

建設候補地周辺においては、悪臭に係る既往調査は実施されていない。

6.1.4 水象、水質等に関する概況

(1) 河川

建設候補地の下流域には三永川が流れしており、三永川は三永貯水池に流入している。

(2) 水質に関する概況

環境基準の A 類型に指定されている三永貯水池では、pH、D0、BOD 及び大腸菌群数が環境基準を満たしていない。

6.1.5 土壤、地盤に関する概況

建設候補地の土壤は、乾性褐色森林土壤（黄褐系）・石内 1 統及び乾性褐色森林土壤（赤褐系）・世羅 1 統である。

6.1.6 植物及び動物の生育又は生息、植生及び生態系に関する概況

(1) 植 物

建設候補地及び周辺地域は、コバノミツバツツジーアカマツ群集が占めている。

また、建設候補地付近において、レッドデータブックひろしま 2011 の絶滅危惧 II 類に選定されているサギソウの生育情報が確認されている。

(2) 動 物

動植物分布図によると、建設候補地及び周辺地域では、ハッチョウトンボ、ハルゼミ、ナガサキアゲハ及びサツマシジミが確認されている。また、哺乳類分布メッシュ図によると、哺乳類ではアナグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ及びニホンジカが確認されている。

なお、建設候補地付近において、レッドデータブックひろしま 2011 の絶滅危惧 II 類に選定されているカスミサンショウウオの生息情報が確認されている。

6.1.7 景観、自然との触れ合い活動の場等の人と自然との触れ合いに関する概況

(1) 景観

建設候補地の北側、西側及び東側は、300～400m級の山々から構成されている。これらの山々に取り囲まれた建設候補地の主要な眺望点は、南側の上三永地区が主となる。

(2) レクリエーション

建設候補地から最も近い西条ロイヤルテニスクラブまで約2km程度離れている。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

建設候補地の北側には、市民が自然散策を行う西国街道がある。

6.1.8 文化財に関する概況

建設候補地から最も近い簾^{すだれ}古墳まで約1km程度離れている。

6.2 社会的状況に関する情報

6.2.1 人口に関する概況

東広島市の平成22年現在の人口は、190,135人、世帯数は80,806世帯、1世帯当たりの人数は2.35人である。

竹原市の人口は28,644人、世帯数は11,497世帯、1世帯当たりの人数は2.49人である。

大崎上島町の人口は8,448人、世帯数は3,870世帯、1世帯当たりの人数は2.18人である。

6.2.2 産業に関する概況

東広島市の平成22年現在の就業者数は、91,228人、産業分類別の内訳は、第1次産業4,631人、第2次産業27,432人、第3次産業54,374人となっている。

竹原市の就業者数は12,595人、産業分類別の内訳は、第1次産業770人、第2次産業3,705人、第3次産業7,814人となっている。

大崎上島町の就業者数は3,615人、産業分類別の内訳は、第1次産業589人、第2次産業902人、第3次産業2,109人となっている。

6.2.3 土地利用に関する概況

建設候補地は、用途地域の指定がない地域である。

6.2.4 水域利用に関する概況

建設候補地の下流域には、三永川が流れている。なお、三永川には、漁業権の指定はない。また、三永川は三永貯水池に流入しており、三永貯水池の水は、三永貯水池から西側に10km程度離れた八本松町の吉川工業団地等に供給されている。

6.2.5 交通に関する概況

(1) 道路交通網

建設候補地の南側に一般国道2号が東西に走っている。

(2) 交通量

建設候補地の南側の一般国道2号では、平成22年の道路交通センサス調査結果で16,841台/12時間（25,598台/24時間）の交通量となっている。

6.2.6 公共施設に関する概況

(1) 教育文化施設及び保健医療施設

建設候補地から最も近い上三永公会堂まで1.5km程度離れている。

6.2.7 生活環境施設に関する概況

(1) 上水道

平成22年度の上水道の普及率は、東広島市が83.9%、竹原市が98.9%、大崎上島町が98.8%となっており、普及率はほぼ横ばい傾向を示している。

(2) 下水道

平成22年度の下水道の人口普及率は、東広島市が36.1%、竹原市が12.5%、大崎上島町が24.9%となっており、人口普及率は増加傾向を示している。

(3) 廃棄物

a) ごみ

平成23年度のごみ処理量は、東広島市が63,306t/年、竹原市が9,655t/年、大崎上島町が2,834t/年となっており、ごみ処理量は減少傾向を示している。

また、1人1日当たりのごみ排出量は、東広島市が1,007g/人・日、竹原市が950g/人・日、大崎上島町が913g/人・日となっており、1人1日当たりのごみ排出量は約910～1,000g/人・日である。

b) し尿

平成23年度のし尿処理量は、東広島市が21,139kL/年、竹原市が5,305kL/年、大崎上島町が3,149kL/年となっており、し尿処理量は全体的に減少傾向を示している。

また、浄化槽汚泥処理量は、東広島市が63,106kL/年、竹原市が11,746kL/年、大崎上島町が1,698kL/年となっており、浄化槽汚泥処理量は東広島市及び竹原市は増加傾向、大崎上島町は減少傾向を示している。

6.3 環境保全の施策に関する情報

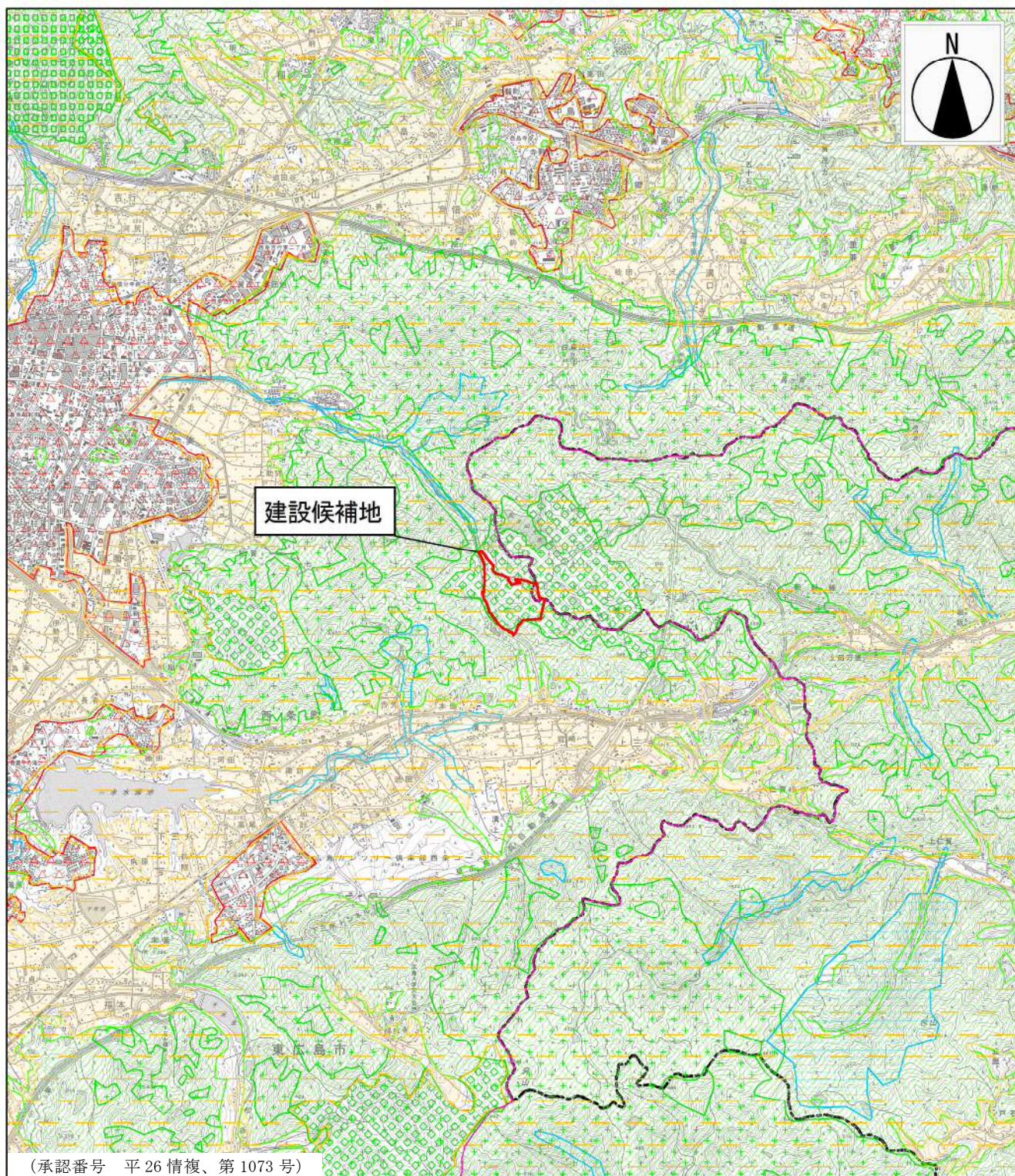
6.3.1 自然環境関係法令に基づく地域、地区等の指定状況

建設候補地及び周辺地域の自然環境関係法令の指定及び規制の状況は、表-6.3.1及び図-6.3.1に示すとおりである。

表-6.3.1 自然環境関係法令の指定及び規制の状況

法令・条例	指定区分	法令・条例の指定区分の内容	指定状況
国土利用計画法	都市地域 農業地域 森林地域 自然公園地域 自然保全地域	広島県の土地利用計画が策定され、都市地域等5地域が定められている。	○
都市計画法	都市計画区域	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域を定めている。	○
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	農業地域の整備を計画的に推進し、農業の発展を図るために、農業振興地域が指定されている。	×
森林法	国有林 保安林	水源のかん養、土砂の流出の防備、災害の防止等を図るために、国有林及び保安林が指定されている。	○
自然環境保全法及び県自然環境保全条例	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 県自然環境保全地域 緑地環境保全地域	自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、自然環境保全地域等が定められている。	×
自然公園法及び県立自然公園条例	国立公園 国定公園 県立自然公園	すぐれた自然の風景地を保護し、利用の増進を図るために「国立（定）公園」等が指定されている。	×
ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	景観指定地域	自然景観を守り、田園や集落の落ちついた景観を伝え、魅力ある都市景観を形成し、ふるさと広島の景観の保全と創造を図るために、景観指定地域等が指定されている。	×
	大規模行為届出対象地域	大規模行為届出対象地域	○
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区 休猟区 特定猟具使用禁止区域	鳥獣の保護、繁殖等を図るために、鳥獣保護区、休猟区等が指定されている。	×
河川法	河川区域 河川保全区域	河川の適正な利用及び正常な機能維持を図るために、河川区域、河川保全区域が指定されている。	×
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれのある地域に、宅地造成工事規制区域が指定されている。	○
砂防法	砂防指定地	河川に流出した土砂が、河床に堆積することにより発生する水害等を防止するため砂防指定地が定められている。	×
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警備避難体制を整備する等の措置を講じるため、急傾斜地崩壊危険区域が指定されている。	×
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべりを防止し、国土の安全と民生の安定に資するため、地すべり防止区域が指定されている。	×
文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物に指定された地域及び埋蔵文化財包蔵地	文化財を保存し、その活用を図って国民の文化的向上に資するため、史跡、名勝、天然記念物等が指定されているとともに埋蔵文化財包蔵地の周知が図られている。	○
県文化財保護条例及び東広島市文化財保護条例	史跡・名勝・天然記念物に指定された地域	文化財保護法による指定を受けた文化財以外の文化財で、県内及び市内に存在する重要なものについて保存し、活用を図って、県民及び市民の文化的向上に資するため、史跡、名勝、天然記念物等が指定されている。	○

注) 指定状況は、建設候補地及び周辺地域を対象とする。「○」は指定されている。「×」は指定されていない。



凡例		
■ 都市地域	■ 地域森林計画対象民有林	■ 砂防指定地
■ 市街化区域	■ 保安林	■ 急傾斜地
■ 市街化調整区域	■ 自然公園地域	■ 前壟危険区域
■ その他用途地域	■ 自然公園特別地域	■ 地すべり危険区域
■ 農業地域	■ 特別保護地区	■ 鳥獣保護区
■ 農用地区域	■ 自然保全地域	■ 休猟区
■ 森林地域	■ 原生自然環境保全地域	■ 特定獣具
■ 国有林	■ 原生自然環境保全地域 特別地区	■ 使用禁止区域
		■ 建設候補地

S=1:50,000
0m 250m 500m 1.0km 2.0km

図-6.3.1
自然環境関係法令の指定
及び規制の状況

7 方法書に対する意見及び都市計画決定権者の見解

7.1 方法書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方法書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表-7.1.1に示すとおりである。

表-7.1.1 (1) 方法書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方 法 書 に 対 す る 住 民 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
竹原市 (1) 地下水について 田万里町では井戸水を飲んでいる世帯も多く、地下水への影響が心配される。 そこで、現況の水質調査地点に、田万里町の民家の井戸水も追加調査してもらいたい。	田万里町の直近民家は建設候補地から東側に約2.2km離れていることから、本事業により地下水へ影響を及ぼす恐れは極めて少ないものと考えられますが、地域住民の方々の不安を解消するために、田万里町の民家（2地点）において飲用井戸の追加調査を行いました（p.112）。
(2) 田万里川の水質調査について 水質に関する概況で、毎年の田万里川の水質調査結果が示されているが、三永川等と同じように大腸菌群数等の生活環境項目を追加調査してもらいたい。	水質に関する概況には、公表されている既存データを整理し、記載しました。 田万里川は、建設候補地の東側の尾根を越えた流域であることから、本事業により河川水質へ影響を及ぼす恐れはないものと考えられますが、田万里川（1地点）についても、三永川等と同様に水質の追加調査を行いました（p.107）。
東広島市 (1) 地下水について 地下水脈の水質について、私の住居では、飲用水、調理用水、温浴・洗面用水、トイレ・洗濯用水として全て地下水を汲み上げて（1カ所は旧来の素掘り井戸 深さ=11.65メートル、もう1カ所は打ち抜きボーリング 深さ=100メートルの2ヶ所から汲み上げ）生活水として使用して生活しています。上水道は補助水として活用しています。将来にわたって地下水脈の状況は確認出来なく、生活用地下水の汚染が懸念され不安を抱いています。不安を払拭の為に地下水水質調査の拡大を依頼します。又、本頭区内では、地下水を生活用水として生活されている世帯は多く、戸別に生活用水として地下水の使用状況の調査も併せてお願いします。	当初、建設候補地の周辺の飲用井戸調査は、建設候補地の下流域に位置する2地点を計画していました。 本地点は、既存のダイオキシン類等の環境調査と同一地点を設定しており、現況把握を目的としています。 しかし、地下水の調査範囲については、本頭区は、周辺1.6kmの範囲にあります。したがって、本頭区の地下水への不安の解消の観点から、民家（2地点）において飲用井戸の追加調査を行いました（p.112）。

表-7.1.1 (2) 方法書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方 法 書 に 対 す る 住 民 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
東広島市（続き） (2) 動物について <p>私が居住する地域には、イノシシとシカが棲息して屋敷内の農作物に被害を受けています。又、夜間にイノシシがうろつき身の危険を感じています。私の観察では、イノシシには縄張りがあり、特定したイノシシが地区に住みついて夜になると出没していると感じています。</p> <p>大規模な敷地造成工事と大規模な施設建設工事に伴い、森林で棲息している動物類が縄張りを失い追いやられ住宅地と耕作地に移動して棲息する事が考えられます。環境影響評価方法書には、建設候補地の周囲 250m の範囲を動物の調査とありますが、イノシシとシカが出没する地域住民との聴き取り調査と把握により調査範囲の拡大を依頼します。又、獣被害が拡大した場合の獣対策も併せて明確な対応をお願いします。</p>	ご意見の主旨は、本事業により、イノシシ等の生息地が失われた場合を懸念されているものと考えられます。 その懸念については、敷地造成範囲を含めた周囲 250m の調査範囲の生息地の有無が確認されれば想定できると考えています。 よって、事業による地域への影響についても現計画範囲で予測可能と考えています。 また、イノシシとシカの出没状況についてアンケートによる聞き取り調査を実施しました (p. 120)。 なお、調査の結果、建設候補地南側がイノシシ等の行動圏の一部となっていることが確認されたため、残置森林の保全と在来種による法面緑化を環境保全対策として講じる計画としました (p. 126、p. 136)。
(3) 環境影響評価の方法等について <p>環境影響評価方法書には、施設規模である敷地造成面積、建物の規模・地下構造物の規模、煙突の規模、建物・煙突外装の色彩等の記載が無く、環境影響評価する為の資料不足で満足な評価が出来なく、このまま次のステップに進まれる事に強く不安を感じます。必要事項の情報開示を依頼します。</p>	本事業は、特殊なプラント設計になりますので、性能発注方式を採用することになります。 性能発注方式とは、通常の建設工事のように実施設計と建設工事を分離した発注方式ではなく、プラントメーカーに発注仕様書を示し、その仕様に基づき実施設計を行い、建設工事を行います。 したがって、詳細な建物の規模・地下構造物の規模、煙突の規模、建物・煙突外装の色彩等については、発注後に確定します。 準備書に必要な基本的な施設設計については、現段階の煙突の高さ、建物の大きさや色等 (p. 5~6、p. 140~141) を記載しました。また、「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」(平成3年3月14日条例第4号)に準拠した施設とします (p. 141)。

表-7.1.1 (3) 方法書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方 法 書 に 対 す る 住 民 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
東広島市（続き） (4) ごみ焼却施設の計画処理能力について ごみ焼却施設の計画処理能力 300t/day は平成 22 年 3 月一般廃棄物処理計画に示されているように平成 36 年度の管内(2 市 1 町)の人口が平成 20 年度にくらべて約 2% 増加するとの将来予測の基にごみの処理量も増加すると推定して決定されたものです。しかし、人口問題研究所による最新の日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計)では平成 27 年をピークに逆に減少することが示されています。 計画処理能力の見直しを検討すべきではありませんか。	ごみ焼却施設の計画処理能力は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基本計画（平成 22 年 3 月策定）において、人口に加え、ごみの減量や資源化を進めることを見込んだ上で設定しています。既存施設の処理能力の合計は 385 t / 日ですが、ごみの減量や資源化により 300 t / 日に減らす計画です。現時点では、概ね計画どおりの処理量となっています。 一方で、本組合圏域の人口は増加から減少に転じていることもあります、最終的には、平成 25 年度及び平成 26 年度の実績を踏まえた上で、施設規模の見直しを行う計画としています。
(5) 環境影響評価の調査地点について 現施設の環境影響評価の調査は、施設から半径 2km の範囲で平成 10 年から毎年行われています。一方新施設の建設予定地は現施設から 200~300m しか離れていません。 これまでどうりの調査地点で調査を継続して行うのが良いと思います。それは地域住民の不安を取り除く有効な方法の 1 つになると思います。	ご指摘のとおり、同一地点での継続的な調査をすることは、環境影響の変化を把握する上でも有効と考えていることから、ご意見を参考します。 ただし、継続的な環境調査については、施設の操業に係る調査になることから、それらの具体的な検討については、現有施設でも設置しているように公害監視委員会等の設置と併せて検討を行う予定です。
(6) 環境影響評価の方法等について 施設への搬入道路のうち、土与丸側は 2 車線が計画されています。一方上三永側は現在 1 車線であり、極めて危険な状態のままであり、一日も早い 2 車線化が望まれるところです。 万一、上三永側の 2 車線化が不調に終わるような事態になれば、土与丸側からの搬入がメインとなるかもしれません。そのためにも土与丸地区の大気質および騒音の調査を追加する必要があると思います。	本事業に係る施設搬入道路は、市道土与丸上三永線であり、上三永側と土与丸側の 2 地点で大気質及び騒音の現況調査を実施しました (p. 40、p. 71)。 なお、当路線は、全線開通の計画で進められています。
(7) 松子山大池の水質調査について 建設予定地から北約 500m のところの松子山大池は東広島市の上水用として利用されています。現施設の環境調査でも行っているが新施設でも継続して調査すべきだと思います。	ご指摘のとおり、同一地点での継続的な調査をすることは、環境影響の変化を把握する上でも、有効と考えていることから、ご意見を参考します。 ただし、継続的な環境調査については、施設の操業に係る調査になりますので、それらの具体的な検討については、現有施設でも設置しているように公害監視委員会等の設置と併せて検討を行う予定です。

表-7.1.1 (4) 方法書に対する住民意見の概要及び都市計画決定権者の見解

方 法 書 に 対 す る 住 民 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
東広島市（続き） (8) 環境影響を受ける範囲 建設候補地から 800m のところに最大着地濃度が出現するという結果を示しているが、この結果を得る際に使用された計算式、設定条件(地形、気象条件、風速、風向、季節による変動など)を明示されたい。 東広島気象観測所は建設候補地の西 8.5km に位置しており、平地で、周りは田園である。一方建設候補地は山地である。地形や標高が異なるので気象データを利用するときには結果に幅をもたせるなどした特別な配慮が必要であると思われます。	東広島気象観測所の気象データは、気象及び大気質等に関する概況を把握するために用いたものですが、ご指摘のとおり建設候補地からやや離れた位置にあり、地形や標高も異なることから、調査・予測時には、建設候補地周辺に位置する現施設の屋上において測定した風向、風速データをとりまとめ、予測・評価に用いました (p. 42)。
(9) ごみ発電の効率の向上のために(家庭ごみの出し方の変更) リサイクルルートが確立している PET と PS 以外のプラスチックごみは可燃ごみと一緒に収集すべきと考えます。	ごみの分別・収集に関する事務は、各市町の環境部局と協議・検討を行います。
(10) 発電効率 17%以上で、5,000kW の発電を行うには、基準ゴミ、脱水汚泥(水分 70wt%)および補助燃料の各処理量と低位発熱量はどのように想定していますか。	試算上の処理量は施設規模分の 300t/日です。低位発熱量は基準ごみの 8,000kJ/kg です (p. 6)。補助燃料は、処理方式毎に違うことから見込んでいません。 なお、本事業は、性能発注方式を採用することになるため、詳細は、発注後に確定します。
(11) 降下ばいじん量の単位の表記が間違っています。(p6-18、3 か所)t/kg/月ではなく、t/(km ² ・月)です	ご指摘のとおり、準備書で修正しました。
(12) ごみ処理施設の処理方式については広島中央環境衛生組合は、ガス化溶融方式を選択してきたが、技術検討委員会においてローバストな別的方式に変更されることを期待しています。	処理方式については、外部の有識者も配置した技術検討委員会に諮問しており、その答申を参考に本組合で最終決定します。 (p. 5)

7.2 方法書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解

方法書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解は、表－7.2.1に示すとおりである。

表－7.2.1 (1) 方法書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解

方 法 書 に 対 す る 県 知 事 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
1 基本的事項 (1) 造成計画及び施設計画については検討中であることから、今後の基本設計等の策定に際しては、環境負荷の低減の観点からも検討し、その概要及び経緯を具体的に環境影響評価準備書に記載すること。 また、基本設計等の策定や環境影響評価を行う過程において、新たに環境に影響を与えるような事実が判明した場合は、必要に応じ、環境影響評価項目の見直し等を行い、適切な調査・予測・評価を行うこと。	造成計画については、施工機械の種類及び台数、切土工及び盛土工によって発生する土量等について具体的に記載しました (p. 20～21、p. 146)。 施設計画については、施設の処理方式、発生する廃棄物の種類、施設管理に関する管理基準、管理方法について具体的に記載しました (p. 5～18)。また、ごみ焼却施設及びし尿処理施設から発生する廃棄物の資源化を行うことにより、環境負荷の低減を図ります (p. 14)。 なお、現時点の基本設計等の策定に伴う環境影響評価項目の見直し等はありません。
(2) 工事工程において、環境影響が最大となる時期を明らかにすること。	工事工程は、メーカーアンケート等を参考として設定しました (p. 22、23)。 環境影響が最大となる時期は、造成工事と施設建設工事の2つの時期を設定しました (p. 21～23)。
(3) 評価手法に記載している「環境影響の回避、低減」に対する事業者の考え方について、具体的に環境影響評価準備書に記載すること。	本準備書においては、「環境影響の回避、低減に係る評価」に対する事業者の考え方について、具体的に記載し評価しました。
(4) 供用後における当該施設に係る車両の搬出入計画（資材等の搬出入を含む。）、その他施設管理に関する管理基準及び管理方法について、環境影響評価準備書に記載すること。	供用後におけるごみ焼却施設及びし尿処理施設の収集運搬車両、焼却残渣、し渣、沈砂の搬出車両の搬出入計画を記載しました (p. 12)。 また、その他施設管理に関する管理基準及び管理方法についてもごみ焼却施設及びし尿処理施設についてそれぞれ記載しました (p. 18)。
(5) 事後調査及び環境監視計画について検討し、環境影響評価準備書に記載すること。	事後調査及び環境監視計画について記載しました (p. 152)。
(6) 環境関係法令に係る手続きが必要となる場合は、遅滞なく届出を行うこと。	環境関係法令に係る手続きが必要となる場合は、遅滞なく届出を行います。
(7) 不測の事態が生じた時には早急に対応し、関係機関に報告を行い、地域住民及び関係機関と連携をとっていくこと。	不測の事態が生じた場合には早急に対応し、関係機関に報告を行うとともに、地域住民及び関係機関との連携を図ります。

表-7.2.1 (2) 方法書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解

方 法 書 に 対 す る 県 知 事 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
1 基本的事項（続き） (8) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、事業計画、環境調査等に関する情報を地域住民に分かりやすく具体的に記載すること。また、環境影響評価を実施するにあたり、地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、広く意見を求めたうえで十分参照すること。	準備書の作成に当たっては、地域住民に理解しやすい内容になるよう努めました。 また、準備書の地元説明会においては、図表を使用すること等により、理解しやすい説明を行う予定としています。
2 個別的事項 (1) 大気環境 ①現行の施設の更新となる部分について、施設更新により排出負荷が低減されるのであれば、その旨を環境影響評価準備書に記載すること。	現有施設と新施設の排ガス量や濃度を比較し、施設更新による排出負荷の低減化について記載しました。
②大気質及び悪臭の予測に当たっては、地形に基づく気象特性や発生源の影響を考慮した予測、評価を行うこと。	東広島気象観測所の気象データは、気象及び大気質等に関する概況を把握するために用いたものですが、建設候補地からやや離れた位置にあり、地形や標高も異なることから、調査・予測時には、建設候補地周辺に位置する現施設の屋上において測定した風向、風速データをとりまとめ、予測・評価を行いました（p. 63）。
③ごみ焼却施設及びし尿処理施設を対象として、工事の実施における「切土工等及び施設等の設置等」において粉じん等を環境影響評価項目として選定すること。 また、造成等、掘削工事を伴う作業を行うに当たっては、粉じん等が発生しないよう、対策について環境影響評価準備書に記載すること。	工事の実施における「切土工等及び施設等の設置等」の粉じん等については、土砂掘削及び盛土による粉じん（降下ばいじん）の予測・評価を行いました（p. 59）。 また、造成等、掘削工事を伴う作業を行うに当たって、粉じん等が発生しないよう実施する環境保全対策を記載しました（p. 59、60）。
④既存施設の臭気調査等の結果を活用し、事例の引用や解析その他適切な手法により定量的に予測、評価を行うこと。	現有施設の臭気調査結果を整理し、現有施設の影響の程度を把握しました。また、悪臭の予測にはプルーム式及びパフ式を用い、予測・評価を行いました（p. 100）。
(2) 水環境 ①造成等、掘削工事を伴う作業を行うに当たっては、濁水が敷地外へ流出しないよう、対策について環境影響評価準備書に記載すること。	造成工事中は仮設沈砂池、施設建設工事中は防災調整池を設け、建設候補地内から発生する濁水を一時貯留し、排水するSS濃度を下げるこにより、下流河川への負荷を低減させる計画としました（p. 114）。

表-7.2.1 (3) 方法書に対する県知事意見及び都市計画決定権者の見解

方 法 書 に 対 す る 県 知 事 意 見	都 市 計 画 決 定 権 者 の 見 解
2個別的事項(続き) ②地下水については、工事の影響を把握できるよう適切な調査を行うこと。	地下水については、住民意見に基づき、方法書時点の飲用井戸の調査地点(2地点)に加え、田万里町(2地点)及び本頭区(2地点)で追加調査を行い、地下水水質の現況を把握しました(p. 112)。 また、工事の影響については、飲用井戸の事後調査を計画しました(p. 152)。
(3) 動物・植物・生態系 現地調査等に加えて、専門家の意見を求めるなど情報の収集に努め、対象事業に係る環境影響を可能な限り回避・低減するための配慮について、環境影響評価準備書に記載すること。	現地調査で確認された重要な種(カスミサンショウウオ等)については、専門家へのヒアリングを行うことにより情報収集に努めました。また、それらの種の環境保全対策を検討し、対象事業に係る環境影響を可能な限り回避・低減するための配慮について記載しました(p. 126)。
(4) 景観 西国街道からの景観及び西国街道を含む景観について、調査地点を追加し環境影響の予測、評価を行うこと。	西国街道からの景観については、方法書の調査地点に加え、西国街道の内、建設候補地に近い場所(2地点)で写真撮影を行い、その内1地点で新施設のフォトモンタージュを作成し、予測・評価を行いました(p. 141)。
(5) 人と自然との触れ合いの活動の場 西国街道の保全対策について環境影響評価準備書に記載すること。	西国街道の保全対策については、当該街道を建設候補地から外しており、また、対象事業に係る影響を回避・低減するための環境保全対策を記載しました(p. 145)。
(6) 廃棄物 工事の実施に伴い発生する残土や廃棄物については、発生抑制、分別回収、再生利用を行い、最終処分量を削減する方法について、環境影響評価準備書に記載すること。 また、各性状の把握を行い、処理方法や処分量について、環境影響評価準備書に記載すること。	造成工事では、切土量及び盛土量の土量バランスがゼロになるように計画しました(p. 146、p. 147)。 また、廃棄物の各性状、処理方法及び処分量について記載しました。造成工事で発生する伐採木については、基本的にチップ化を行う計画としています(p. 147)。
(7) 温室効果ガス 二酸化炭素の排出削減については、事業者として実行可能な範囲で、削減する方法について、環境影響評価準備書に記載すること。	二酸化炭素の排出削減については、熱エネルギーの有効利用を促進すること等により、発電効率の向上を図る計画としています(p. 150、151)。
(8) その他 生活環境に密接な関係がある当該施設において、地域に親しまれる施設として活用する計画があれば、その内容を環境影響評価準備書に記載すること。	当該施設は、従来の廃棄物を単に処理する施設ではなく、熱回収施設として発電を行うと共に処理物をすべて資源化することを目的とし、また、環境学習の拠点としてその施設名称を「広島中央エコパーク」としました。

8 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

環境影響評価項目の選定等は、基本的に「広島県環境影響評価技術指針」（広島県告示第368号、平成11年3月31日）で示されている参考項目等に基づき選定した。

8.1 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目の選定は、表-8.1.1に示すとおりである。

表-8.1.1 環境影響評価項目の選定

環境影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				
			建設機械の稼働	用資い材る及び両機の運搬等の設置	切土工等及び施設の運搬に	土地地盤及び変更後の存在	施設の稼働		廃棄物及びし尿等の搬出入	廃棄物の発生
							排出ガス	排水	機械等の稼働	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物				●			
			窒素酸化物	●○	●○		●		●○	
			浮遊粒子状物質		■□		●		■□	
			粉じん等	●○	●○	◆◇			●○	
			有害物質				●			
		騒音	騒音	●○	●○			●○	●○	
		振動	振動	●○	●○			●○	●○	
	水環境	水質	悪臭	悪臭			●	○		
			水の汚れ				△			
			土砂による水の濁り			●○				
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	土壤に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質			△				
			土壤汚染				■			
		動物	重要な種及び注目すべき生息地			●○				
		植物	重要な種及び群落			●○				
		生態系	地域を特徴づける生態系			●○				
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			●○				
			人と自然との触れ合いの活動の場			●○				
		温室効果ガス等	建設工事に伴う副産物			●○				
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	一般廃棄物							●○	
		二酸化炭素					●			

注) ●■ : ごみ焼却施設を対象とする項目。

○□ : し尿処理施設を対象とする項目。

(●及び○は、「広島県環境影響評価技術指針」（広島県告示第368号、平成11年3月31日）内の、「別表第10一般廃棄物焼却施設事業に係る参考項目」及び「別表第11 し尿処理施設事業に係る参考項目」で例示された項目であり、本事業で環境への影響が懸念される項目。)

(■及び□は、「広島県環境影響評価技術指針」（広島県告示第368号、平成11年3月31日）で例示された項目ではないが、本事業で環境への影響が懸念される項目。)

△ : 「広島県環境影響評価技術指針」の参考項目であるが、事業特性等を勘案した上で除外した項目（現況把握のための現地調査のみ実施）。

◆ : ごみ焼却施設を対象とする項目。

◇ : し尿処理施設を対象とする項目。

(◆及び◇は、「広島県環境影響評価技術指針」（広島県告示第368号、平成11年3月31日）で例示された項目ではないが、知事意見を踏まえ追加した項目。)